

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	3

令和7年3月25日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	西武バス株式会社 (法人番号: 6013301006270) 代表者 塚田 正敏
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都豊島区南池袋1-16-15 (新座営業所) 埼玉県新座市本多1-12-10
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年1月29日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年3月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	ディーライン株式会社 (法人番号：1040001074939) 代表者 磯野 等
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県いすみ市岬町江場土1640-1 (本社営業所) 千葉県いすみ市岬町江場土1640-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年12月17日及び令和7年1月9日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年3月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社朝陽観光バス (法人番号: 4030002038445) 代表者 浮舟崇弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区大谷田4-10-9 (神奈川営業所) 神奈川県相模原市南区麻溝台1-2-19
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和7年2月4日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第6項)、(2)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(5)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(運輸規則第19条の2)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 19点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和7年3月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社とらバス (法人番号: 8380002015612) 代表者 寺岡忠
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県熊谷市佐谷田字伊勢前3565 (本社営業所) 埼玉県熊谷市佐谷田3565
(4) 行政処分等の内容	処分日車数15日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年12月12日及び令和7年1月17日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第45条)、(2)整備管理者選任(変更)の未届出(道路運送車両法第52条)、(3)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(4)輸送の安全にかかわる公表情報の未報告(運輸規則第47条の7第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)